

社会福祉法人 塩谷福祉会 役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人塩谷福祉会（以下「本会」という）の定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 理事・常務理事・非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額については、別表第1に定める額とする。

(本会職員給与との併給)

第4条 本会の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(計算期間)

第5条 報酬の計算期間は、各月1日を始期とし、月末日を締め日とする。

(支給日)

第6条 報酬の支払日は、翌月25日とする。

(報酬の支払い方法)

第7条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接その役員等へ支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合は、役員等への報酬から控除した額を支払うものとする。

(2) 役員等が自身の預貯金通帳へその報酬の振込みを希望した場合は、振込みの方法によることとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (2) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (3) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表及び改正)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基

準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表

1. 役員等の報酬

(1) 役員等の勤務に対する報酬

報酬の額

| | | |
|------------------------|-----------|-------------|
| 役員及び評議員の法人及び施設業務のための出勤 | 3時間未満の勤務 | 1日あたり6000円 |
| | 3時間を超える勤務 | 1日あたり10000円 |

(2) 役員等の会議への出席に対する報酬

| | | |
|-------------------------------------|----------------|-------------|
| 理事会及び評議員会への出席 上記の他、法人及び施設業務の為の出勤 | 1会議あたり3時間未満の会議 | 6000円 |
| | 1会議あたり3時間以上の会議 | 10000円 |
| | 3時間未満の勤務 | 1日あたり6000円 |
| | 3時間を超える勤務 | 1日あたり10000円 |

2. 職員給与との併給

職員として勤務日に該当しない日における役員等としての勤務に対しては、別表第1に定める額に準じて支給する。